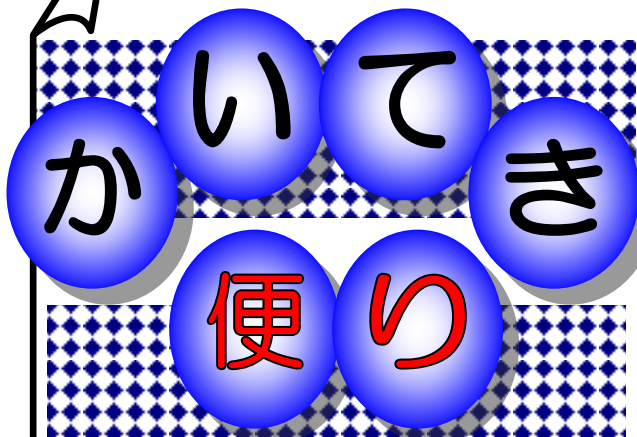


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



令和3年12月1日発行 第209号

- お知らせ
 - ・R3年度 訪問看護にかかる支援策について
 - ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
 - ・東京都「心のバリアフリー」サポート企業を募集しています
 - ・令和3年度 介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】【第2期受講生募集】
 - ・令和3年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金の申請受付中！（2回目）【令和4年1月6日（木曜日）ㄨ】
 - ・令和3年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業の受付を開始します！【令和3年12月中旬～令和4年1月下旬ㄨ】 居住費のみの申請も可能です！
 - ・令和3年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請を|受付中！
 - ・令和2年度 指導検査報告書を掲載しました！

お知らせ

○ R3年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和3年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R3年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	<u>新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>

	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	新たに看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接申込ください
	<p>「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催</p> <p>このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。</p> <p>【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師</p> <p>【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。</p> <p>【参加費】 無料</p> <p>【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、<u>下記交流会実施教育ステーションへ直接お申込みください。</u> その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。</p> <p>【テーマ・開催日時等】 第3回(実施者:河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷) 12～1月頃実施予定 詳細は決定次第ご案内します。</p> <p>上記のほか、令和4年2月までに1回予定しています。 詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html</p>	
訪問看護師オンデマンド研修事業 ※(一社)東京都訪問看護ステーション協会に委託して実施しています。	<p>★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html</p> <p>★相談受付実施中！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。</p>	

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌閉庁日までとします。
また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】 東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応（消費生活センターへの相談方法等）

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2021年4月1日から2022年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB（下記）」を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

（この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）

派遣場所：都内のご希望の場所（島しょ地域を除く。）

費用：無 料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2021年4月1日から2022年3月10日まで（先着300回までで受付終了となります。）

申込方法：下記URL（東京くらしWEB）から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙（チラシ）は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座（講師派遣）⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743 <FAXのみの受付となります>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

この事業は、東京都が上記の事業者を実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています

○ 東京都「心のバリアフリー」サポート企業を募集しています

お知らせ

東京都では、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図るため、従業員の意識啓発等に取り組む企業等を「東京都『心のバリアフリー』サポート企業」として登録しています。

登録された企業には、東京都の登録証が発行されるほか、優れた取組を行う企業として、社会的評価の向上が期待されます。これまで、265社にご登録をいただきました。

介護事業者等の皆さまの普段の取組が、登録につながります。ぜひご応募ください。

対象

東京都内に事業所を有する法人、団体

○こんな取組を実践していませんか？

- ・高齢者、障害者、乳幼児連れの方、外国人等への理解を深める従業員研修
- ・高齢者、障害者、乳幼児連れの方、外国人等に配慮した職場環境の整備
- ・さまざまなニーズに対応した施設改善や特色あるサービスの提供 など

登録のメリット

- 登録証が発行されます
- 東京都ホームページで企業名が公表されます
- 顧客等にアピールできます
- 従業員の意識向上につながります

応募締切 サポート企業: 令和4年2月28日(月曜日)

対象・応募方法等詳細はホームページをご覧ください。

<https://kokorobf-support.tokyo/>



〈登録証イメージ〉



内容確認、個別相談など各種お答えしますので、お気軽にお問い合わせください。

東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業事務局(株式会社アクセスネクステージ内)

電話: 03-4570-6116(平日 10時~17時)

メール: kokorobf-support@access-t.co.jp

○令和3年度 介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】【第2期受講生募集】

1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指して講義・個人ワークを行います。

2 対象

都内に所在する介護保険事業所(※)において経験年数概ね1～3年目の介護職員で、基礎的な医療知識を学びたい方

※東京都福祉保健局HPまたは東京都社会福祉協議会HPに掲載の募集要項をご確認ください。

3 受講料 無料

4 日程・会場

※第1期(9月15日～11月2日配信)のWEB研修と同じ内容です。

◆収録型 WEB研修

	配信期間	申込締切	定員
第2期	令和4年 1月12日(水)～2月22日(火)	12月14日(火)	350名

※視聴期間中は、お好きな時間に繰り返し見ることができます。

※申込みが定員を超過した場合、一施設当たりの受講者数を制限する等の調整を行う可能性があります。

5 カリキュラム

	科目名	講師
1部	介護職員の役割と医療的知識の必要性について	公益社団法人 東京都介護福祉士会 常務理事 内田 千恵子 氏
2部	高齢者に多い疾患の理解(疾病の理解と観察のポイント)	公益社団法人 東京都医師会 理事 土谷 昭男 氏
3部	高齢者の心身の理解	公益社団法人 東京都医師会 理事 西田 伸一 氏
4部	高齢者の日常生活を支える身体の管理(基礎知識編)	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション
5部	気づきのための観察ポイント(個人ワークと解説)	所長 服部 絵美 氏

6 申込方法

東京都福祉保健局HPまたは東京都社会福祉協議会HPに掲載の募集要項を必ずご確認の上、東京都社会福祉協議会研修受付システム「けんとかん」からお申込みください。

(<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

7 問合せ先

東京都福祉人材センター研修室 介護職員スキルアップ研修担当

TEL:03-5800-3335

○ 令和3年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金の申請受付中！(2回目)【令和4年1月6日(木曜日)×】

1 概要

介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所(以下、「事業所」)が、事業所内の外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーションを促進するために、多言語翻訳機の導入や異文化理解に関する研修の受講等を行う場合に、経費の一部を補助します。

2 補助対象事業所

下表に定める介護保険サービスを提供する都内の事業所

※ 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

※ 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

サービス名			
訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	通所介護	(介護予防)短期入所生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護
介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	介護療養施設サービス

3 補助要件

外国人介護職員1名以上を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に1月以上雇用すること。

※外国人介護職員がどのような在留資格であるかは問いません。

日本人の配偶者や永住者等の在留資格を有する外国人を含みます。

4 補助対象事業

(1) 介護業務マニュアルの作成

事業所における介護の手順・介護用語の統一化のための業務マニュアルの作成。外国人介護職員の母国語への翻訳を含む。

(2) 介護業務マニュアルの購入

事業所における介護の手順、介護用語の統一化のための介護テキスト等の購入。外国人職員が理解しやすいルビ、イラスト付きのテキストの購入を含む。

(3) 多言語翻訳機の購入又はリース

多言語翻訳機として使用するタブレットの購入は対象外。

(4) 外国人介護職員の日本語学習

日本語講師による外国人介護職員に対する日本語教育(介護関連の日本語を含む)。

日本人職員の日本語指導に関する研修の受講(「やさしい日本語」に関する研修等を含む。)

(5) 日本人職員及び外国人介護職員の異文化理解の学習

異文化理解、外国人とのコミュニケーションに関する研修の受講等

(6)介護技能実習評価者養成講習の受講

介護職種の技能実習指導員講習の受講を含む。

(7)その他コミュニケーションを促進し、外国人介護職員の受入環境を整備するために必要と考えられる取組

5 補助基準額・補助率

1事業所当たり30万円 補助率2/3

6 交付申請受付期間

第1回 8月上旬～9月9日(木曜日) ←受付終了

※第1回は、10月末までに補助対象事業が完了予定の事業所のみ受付

第2回 ～1月6日(木曜日) ←受付中！

7 問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627 (月曜日～金曜日 9:00～17:30)

HP: <https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

※要綱や補助金申請に係る手引き、交付申請関係書類等は上記ホームページに掲載しております。事業の詳細(補助要件等)は、そちらをご確認ください。なお、予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。

○ **令和3年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業の受付を開始します！**
【令和3年12月中旬～令和4年1月下旬×】 ☆居住費のみの申請も可能です！

1 概要

介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所(以下、「事業所」)が、介護福祉士養成施設または日本語学校の留学生を雇用し、学費等を給付した場合に、経費の一部を補助します。

2 補助対象事業所

下表に定める介護保険サービスを提供する都内の事業所

※ 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

※ 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

サービス名			
通所介護	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション
(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護
介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	介護療養施設サービス

3 補助対象事業所の要件

日本語学校又は介護福祉士養成施設に通う留学生を令和3年度内に1か月以上雇用する事業所で、一定の要件を満たす場合には本補助金の対象となる。

※詳細については下記の URL から東京都福祉保健財団 HP を参照

4 補助対象経費(補助基準額) ☆居住費のみの申請も可能です！

(1) 居住費(月額3万円)

家賃(賃料、共益費(管理費))など

(2) 学費(月額5万円)

介護福祉士養成施設または日本語学校の学則で定める学費(学生納付金)、教科書代、ユニホーム代など

(3) 入学準備金(20万円)

介護福祉士養成施設の入学金

(4) 就職準備金(20万円)

介護業界を含む福祉業界への就職セミナー等に要した参加費・交通費

(5) 国家試験受験対策費用(4万円)

介護福祉士国家試験対策模擬試験及び介護福祉士国家試験の受験費用

※上記(3)は介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象

※上記(4)(5)は介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

※日本語学校の場合は、卒業日前の引き続く1年以内の経費が対象

5 補助率

補助率1／3

6 交付申請受付期間（予定）

令和3年12月中旬～令和4年1月下旬

7 問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627（月曜日～金曜日 9:00～17:30）

HP:<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

※要綱や補助金申請に係る手引き、交付申請関係書類等は上記ホームページに掲載しております。事業の詳細(補助要件等)は、そちらをご確認ください。なお、予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。

○令和3年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請を受付中！

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施しています。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員（有期雇用を除く）として介護業務未経験者や新卒者等を雇用し、その職員が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して、1人当たり年60万円（最大5年間）を上限として全額補助します。

現在、交付申請書の提出を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

※今年度は令和3年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度（介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験）」を有する施設、事業所が対象です。

なお、令和3年度は新卒ではない介護業務未経験者や、高卒者も補助対象に追加し、対象職員の範囲を拡充しました。また、事業計画書・内示手続きを廃止し、補助金申請手続きも簡略化しました。ご興味のある法人様におかれましては、本事業の活用に向けて、本機会にぜひご検討ください。

【提出期限】 **令和4年1月17日（月曜日）必着**

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページより様式をダウンロードしてください。説明動画や説明資料も、こちらに掲載しております。

[\(https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/\)](https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当

TEL:03-6302-0280 FAX:03-3344-8531

MAIL: syogakukin@fukushizaidan.jp

※東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いて、なるべくメールでのお問合せをお願いします。

○ 令和2年度 指導検査報告書を掲載しました！

東京都では、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等、多様な事業者が提供する福祉・医療サービスを都民が安心して持続的に利用できるように、施設・事業者別に、それぞれの根拠法や基準・諸通知等に基づいて指導検査を実施しています。

この度、令和2年度に実施した社会福祉法人、施設や保険医療機関等の指導検査等の結果をまとめ、東京都福祉保健局ホームページに掲載しました。社会福祉法人、施設等の種別ごとに指摘の多かった事項や、指導検査実施方針に定める指導検査の重点項目等に関連した実際の指導事例を紹介しています。また、監査等の実施状況や主な処分等事例について記述するとともに、令和3年度の指導検査実施方針を参考として掲載しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、利用者の安全安心を確保しつつ指導検査を実施しました。そのため、例年と同規模の検査は実施できませんでしたが、一方で、施設の運営や利用者の処遇に重大な問題が発生した場合などには、迅速に体制を整え検査を実施しました。

本書を通じて、都民の皆様には福祉・医療サービスの抱える課題を知っていただき、また事業者や医療機関の皆様には問題の早期発見と自主的な早期改善のために活用していただきたいと思います。

※ホームページURL:

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/houkokusyo.html>

【指導検査報告書に関する問い合わせ先】

東京都指導監査部指導調整課 TEL 03—5320—4051